

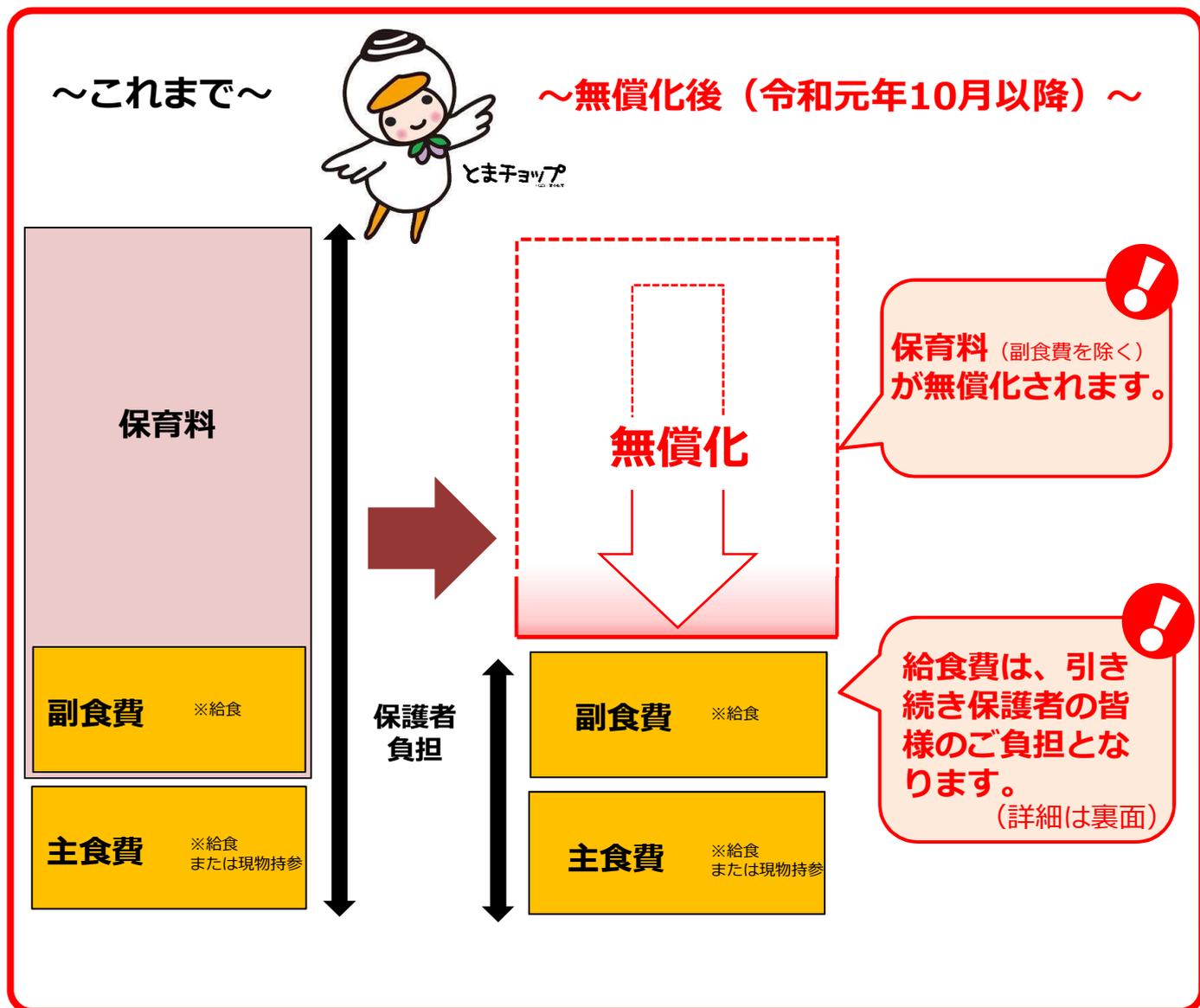
3～5歳児の保護者の皆様へ（保育所）

## 令和元年10月から、保育料が無償化されます

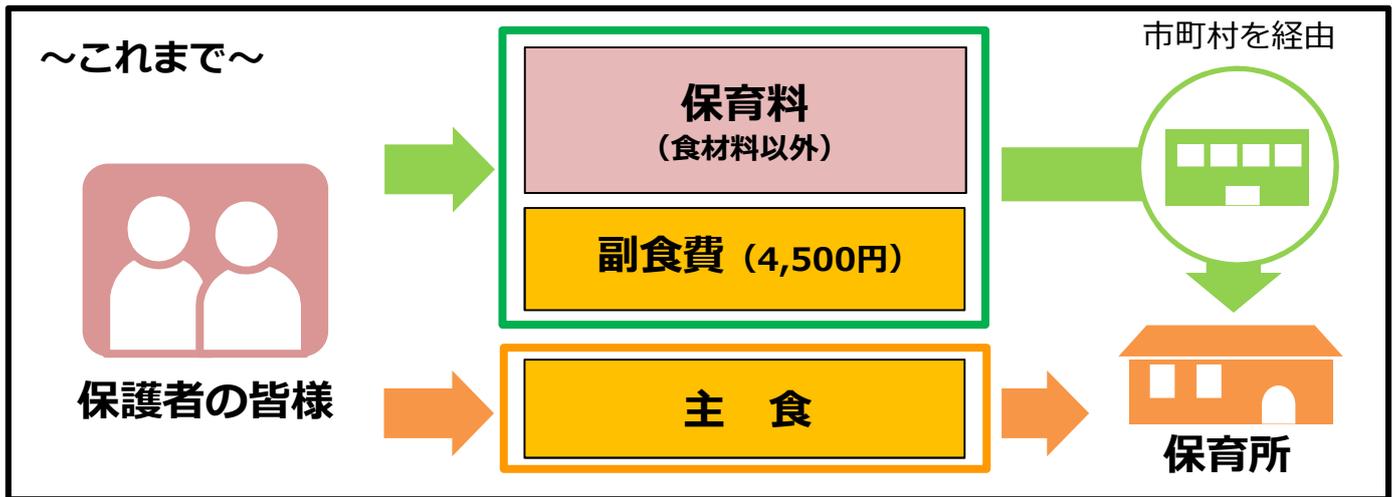
○ 令和元年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

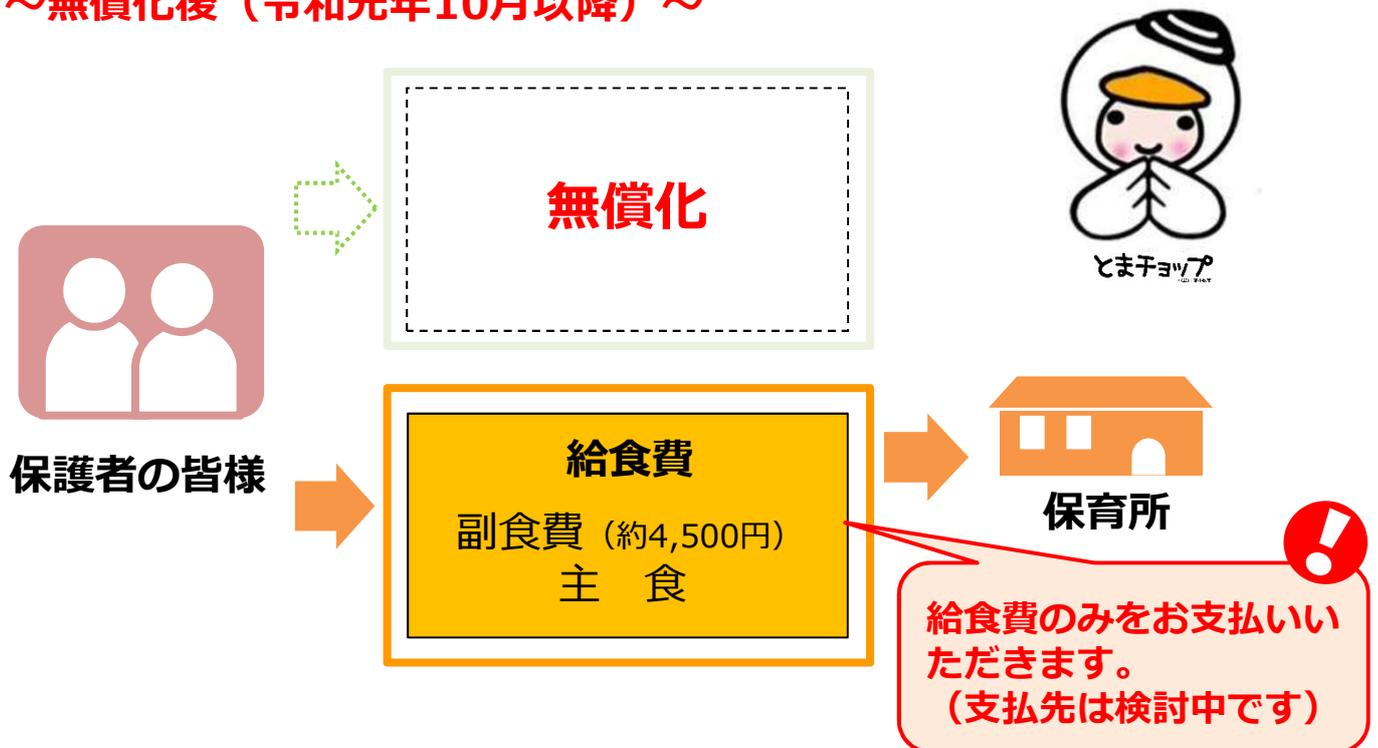
（詳細は裏面をご覧ください。）



- 現在、3～5歳児は
  - ・主食（お米など）分については持参、
  - ・副食（おかず）分については、（保育料の一部として）市を通じて保育所にお支払いしていただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については、引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となり、**今後は、給食費のみをお支払いいただくので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**  
（副食費の無償化対象世帯等は後日お知らせします）



～無償化後（令和元年10月以降）～



問い合わせ先: 苫小牧市 健康こども部 こども育成課

TEL: 0144-32-6378 MAIL: kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp